

平成 30 年度(第 19 回)島根県臨床検査技師会精度管理報告書発刊によせて

今年も島根県臨床検査技師会精度管理報告書を発刊することができました。本事業の実施にあたり参加施設の皆様や精度管理実務委員をはじめ多くの方々にご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

昨年 12 月に改正医療法施行規則が施行され、すべての医療機関に検体検査の精度の確保に係る責任者(精度管理責任者)の設置や標準作業書、作業日誌の作成が義務付けられました。さらに努力義務ではありませんが内部精度管理の実施、外部精度管理への参加、研修の実施も求められています。これまで私たち臨床検査技師が取り組んできた正確な結果を提供するという取り組みが法的にも認められたこととなります。今後はさらに一歩進めて分析段階のみの精度管理だけでなく、検体採取から結果報告までの全ての過程を含む精度保証が求められることとなります。

法律上、「精度管理責任者」の業務経験について現段階では特段の要件はありませんが、厚生労働省医政局長通知(平成 30 年 8 月 10 日)に依ると、衛生検査所における「精度管理責任者」(検体検査の業務に係る 6 年以上の実務経験及び精度管理に係る 3 年以上の実務経験をもって選任)の場合を参考にすることが望ましいとされています。現在、日臨技では検体検査の精度に係る責任者としての基本的な知識を習得するために e-ラーニングによる「精度管理責任者」育成講習会を開設しています。精度管理を含めた精度保証について学び直す機会として多くの会員の皆様が受講されることを願っています。

今回の調査でも残念ながら患者検体であれば採血当日に測定するであろう項目について全血試料到着数日後に測定した事例がありました。ISO15189 の要求事項でも外部精度管理試料であっても日常の患者検体と同様の手順で検査することを求めています。外部精度管理だからといって日常検査とは異なる特別な条件で測定したのでは外部精度管理の目的を果たしません。また、外部精度管理は参加するだけ、あるいは良い成績を得るだけでは意味がありません。例えば結果が悪くても原因を追究し、改善すること、そしてそれを継続することに大きな意味があります。参加施設においては外部精度管理の目的を正しく理解いただき、自施設の精度保証に有効に活用していただくことを期待します。本精度管理調査ではフォローアップにも力を入れてきました。今後もこのような活動がより一層重要になると考えています。

今年度は会員施設以外から 1 施設、賛助会員からの新規参加 1 施設を加えて 42 施設に参加いただきました。JAMT-QC を利用した精度管理調査も 2 年目となり順調に運用されています。今後もできるだけ多くの施設に参加いただけるよう内容の改善、充実を図るとともに広報にも努めて参ります。

改正医療法の趣旨をご理解いただき、会員施設以外も含めより多くの施設に参加いただけるよう、今後も島根県医師会をはじめとする関係団体との連携を強化して参りたいと考えています。

一般社団法人 島根県臨床検査技師会  
会 長 三島 清司